

社会福祉法人まほろばの里

「職員倫理綱領」に基づく行動指針

(1) 責務・努力事項

1 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 利用者の入退所・異動にあたっては、本人、保護者・家族に十分な説明を行い、相互理解のもとで本人が選択の機会が得られるように努めること。
- ② 利用者一人ひとりに個別施設支援計画を作成すること。また、個別施設支援計画の実施にあたっては、本人、保護者・家族に十分な説明を行い、相互理解と同意のもとで実施すること。
- ③ 施設運営・サービス内容等に対する利用者や保護者・家族の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めること。
- ④ 行事や活動計画には立案段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めること。
- ⑤ 利用者の個人的好み・嗜好を尊重し、選択の幅を広げるように努めること。
- ⑥ 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めること。
- ⑦ 日課や行事の変更は、必ず利用者に伝え協議し、了解を求めること。

2 社会参加の促進

- ① 利用者が地域資源の利用や催し物に参加する等、地域社会とのつながりをもてるよう支援すること。
- ② 利用者の活動に地域のボランティアを積極的に受け入れるよう努めること。
- ③ 施設の中の活動に止まらず、必要に応じて外出の機会を設けること。
- ④ 地域の住民と利用者、施設職員とが交流を図るために、地域交流委員会のような機関を設置すること。
- ⑤ 可能な限り職場実習・職場見学や、他の施設実習などの機会が得られるように努めること。
- ⑥ 就労及び福祉的就労が、可能な利用者だけでなく、全ての人のにとって “ はたらく ” のこの意味・意義が相互理解できるように努めること。

3 利用者の生活環境の保障

- ① 生活は、社会一般の文化・生活習慣などが反映されたものになるよう努めること。
- ② 余暇時間には、本人の趣味・趣向などが、活かされるよう配慮すること。
- ③ 事故防止、安全管理については、十分な注意を払うこと。
- ④ 健康管理については、細心の注意を払うとともに、必要な時には必要な医療行為を受けることができるよう、日頃から医療機関との密接な関係を保つよう努めること。

4 利用者に対する専門的支援

- ① 利用者の一人ひとりの個性や特質を全人的に見て、可能性を伸ばし自立を促す専門的支援・援助を行うこと。
- ② 利用者個々に対して、個別施設支援計画を作成すること。
- ③ 個別施設支援計画は個人の状況・ニーズを的確に捉え、計画的に行うこと。
- ④ 利用者に対する支援は、職員全体の統一した考えのもとに行うこと。

5 自己研鑽

- ① 職員は支援・援助者としての意識確立のため、相互に啓発し合うこと。
- ② 職員は自らの職業における、倫理の確立と専門性の向上に向けて、積極的に研修に参加するなど、自己研鑽に努めること。
- ③ 職員は、利用者支援、援助にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めること。
- ④ 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行うこと。

(2) 禁止事項

1 利用者への差別

- ① 子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をすること。
- ② 障害の程度、状態、能力、性、年齢等で差別すること。
- ③ 本人の前で障害の呼称・状態を表す用語や差別的な用語を使用すること。
- ④ 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言をすること。
- ⑤ 利用者に対して、偏見や先入観をもって接すること。
- ⑥ 利用者の言葉や動作等の真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接すること。

2 利用者への体罰等

- ① 殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるような行為を行うこと。
- ② 身体拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えること。
- ③ 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えること。
- ④ 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えること。
- ⑤ 体罰を容認すること。
- ⑥ 利用者に対して、命令調になったり、大声で叱責したり等、威圧的な態度をとること。
- ⑦ 利用者に対して性的に不快にさせるあらゆる行為及び該当するおそれのある行為をすること。

3 利用者に対するプライバシーの侵害

- ① 利用者個人の職務上知り得た情報を他に漏らすこと。
- ② 本人、保護者・家族の了解なしに所持品の確認を行うこと。
- ③ 本人、保護者・家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲載・展示公開したりすること。
- ④ 本人、保護者・家族の了解なしに、主治医から情報を得ること。
- ⑤ 他の機関への情報提供が、たとえ本人の利益のためであっても、本人・保護者・家族の了解なしに行うこと。
- ⑥ 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前ですること。
- ⑦ 利用者の入浴、衣服の着脱、排泄等の異性介助をすること。
- ⑧ 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにすること。
- ⑨ 事前に利用者の了解を取らずに、見学者を招くこと。
- ⑩ 第三者に対し利用者の生活・活動状況の説明などを、本人の前で行うこと。

4 利用者の人格無視

- ① 利用者に対して、年齢にふさわしくない敬称で呼ぶこと。
- ② 利用者に対して、理解が困難な言葉・表現を使用すること。
- ③ 長時間待たせたり、放置したりすること。
- ④ 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること。
- ⑤ 利用者の人格を傷つけるような作品や写真の展示すること。
- ⑥ 援助内容を利用者個々の人格を無視した、職員側の価値観や都合での一方的・画一的なものにすること。

5 利用者への強要・制限

- ① 本人の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること。
- ② 利用者に嫌悪感を抱かせるような療法などや訓練などを強要すること。
- ③ 本来職員がなすべきことを、作業・訓練・指導と称し、利用者にさせること。
- ④ 作業など諸活動に対し、いたずらにノルマを課すこと。
- ⑤ 利用者や保護者・家族の意思を無視し、施設側の都合により入・退所の強要をすること。
- ⑥ 利用者に対して、交換条件を持ち出すこと。
- ⑦ 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限を、本人、保護者・家族への明確な説明を行わず、職員ならびに施設だけの判断で行うこと。

平成18年4月